

総合計画とは

総合計画は、市がめざすまちづくりの将来像と、その将来像を実現するための各行政分野における施策を明らかにするもので、市の最上位の計画として長期的な市政運営の指針となるものです。

また、総合計画は、「基本構想」、「行動計画」、「実施計画」の3つの要素で構成していますが、このうち「基本構想」は、地方自治法の規定により、市町村に対して策定が義務づけられています。

本市では、平成18年4月から、『太田市まちづくり基本条例』が施行されていますが、この条例を基に、『新生太田総合計画』を策定し、参画と協働のまちづくりを進めます。

*地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

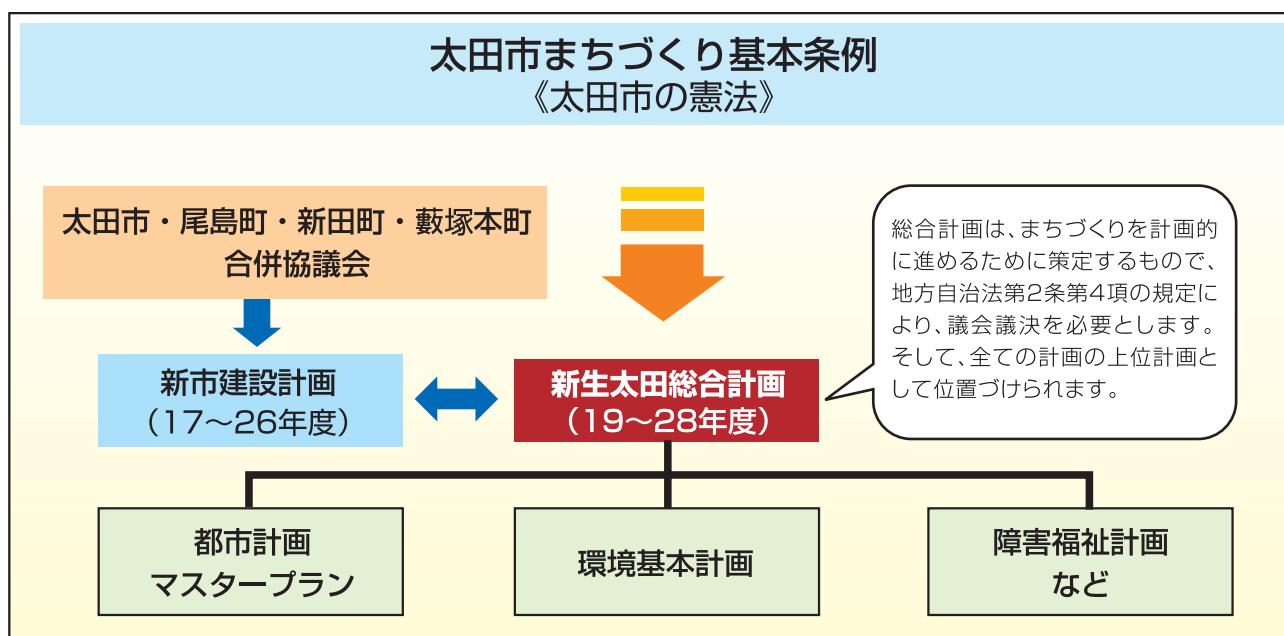
策定の趣旨

わたしたちをとりまく生活環境は大きく変化し、本市の財政状況もますます厳しくなっています。そのため、平成17年度に行政改革大綱を策定し、さまざまな改革に取り組んでいますが、今後も地方分権に備えた自立したまちづくりを行う必要があります。

平成17年3月28日の合併後は、太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会において策定された『新市建設計画』の基本理念である「個性が輝く生活文化都市」の実現をめざし、行政運営を行ってきましたが、新しいまちづくりを計画的に進めるため、新たな総合計画を策定し、計画の実効性を確保します。

イメージ図

『新生太田総合計画』は、『太田市まちづくり基本条例』を基本に、『新市建設計画』との整合を図りました。そして、すべての計画の上位計画として位置づけます。



人と自然にやさしい、

将来の都市像を「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」と定め、市民と行政が知恵を出し合い、お互い協力して、豊かな将来を見据えたまちづくりを進めます。



構成と期間

●構成

『新生太田総合計画』は、次の3つの要素で構成されます。

基本構想

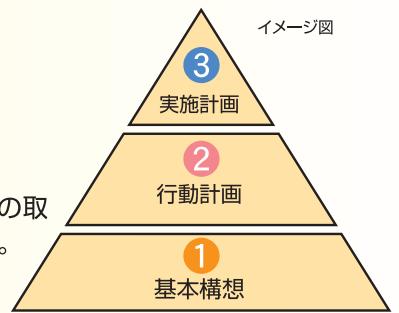
まちづくりを進めるにあたり、将来の都市像やまちづくりの基本理念など、最も基本となる方針を定めます。

行動計画

基本構想に定められた都市像を実現するため、その施策や実施事業の取組方法、目標達成までの工程を具体的に定め、施策指標を数値化します。

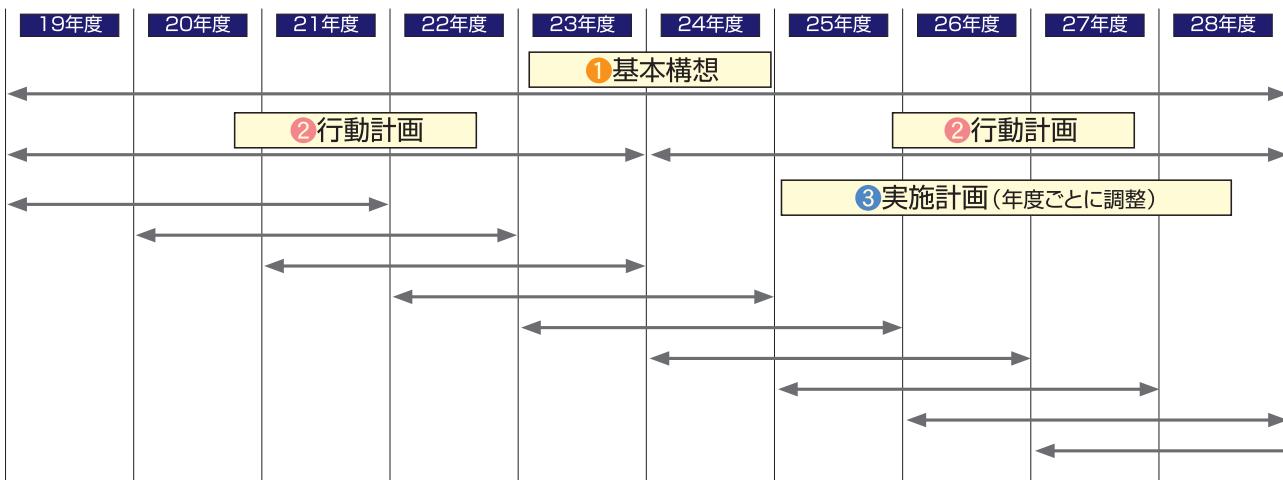
実施計画

行動計画に基づき、各年度の事業規模や財源内訳などを明確にしたもので、予算編成の指針となります。3ヶ年を単位期間とした具体的な事業計画で、社会経済や本市の財政情勢に対応し、年度ごとに調整します。



●期間

「基本構想」は、平成19年度から28年度までの10年間、「行動計画」は、前期5年間（平成19年度から23年度）、後期5年間（平成24年度から28年度）、「実施計画」は、3年間の計画です。



笑顔で暮らせるまち太田

②自然にやさしい

循環型社会の構築や緑豊かで美しい生活空間の形成をめざします。

③笑顔で暮らせる

安全・安心で暮らしやすい社会づくりや身近な生活環境の向上をめざします。



策定の視点

計画策定に当たり、「市民参画と協働のまちづくり」、「人にやさしいまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」を重視しています。

市民参画と協働のまちづくり
市民の目線でわかりやすい実効性のある計画

人にやさしいまちづくり
生きがいをもち、すべての市民が安心して暮らせる計画

環境にやさしいまちづくり
自然環境に配慮し、循環型社会のしくみを整える計画

安全・安心なまちづくり
災害などに際して、市民の安全性向上に努め、快適に暮らせる計画

新生太田総合計画



将来の都市像



まちづくりの基本理念



「将来の都市像」の実現をめざして、「まちづくりの基本理念」を6つに分類し、計画を推進します。